

# 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 小林 久男 

学位申請者

周 太加

論 文 名

青海省成立の経緯とその意味—「チベット」の分断と「中国化」への変遷を中心に

## 【論文審査報告】

2018年7月20日、提出された論文の口頭試問ならびに審査を行った。

論文の概要は以下の如くである。序章では、研究の目的、研究の動機、研究内容と具体的な研究課題、および資料と研究史ならびに研究の現状が述べられる。研究の目的については序論冒頭において「本論は、清末新政中の1907年に青海を含む藩部地域を『省制』にすべきとの提案がなされて以降、中華民国期の中華民国北京政府を経て南京国民政府成立直後の1929年に『青海省』として成立するまでどのように『建省』が展開してきたのか、その政治的文化的経緯を検討し、それがどういう意味を持つかを研究するものである」と記されている。

第1章では、本論文の中心となる対象時期である清末から中華民国時期を論じる前提として、青海地域の概要と歴史について述べ、さらに清朝による青海辦事大臣の設置とその治下における法規であり、これまであまりとりあげられてこなかった「禁約青海十二条事」および「西寧青海番夷成例六十八条」に「青海善後事宜十三条」を加えて検討し、そのことを通して、この時期の青海地域の社会秩序の特質について論じている。また清朝は境界を定めて異民族同士の接触や交流を禁止するとともに、漢人や回民を東部の西寧地方に移住させるなどの措置をとったが、それにより青海社会の多元化が進み、今日の青海省につながる行政区の基礎と多元的社会が形成されたとする。

第2章では、清朝中国をとりまく国際情勢の下で、「清末新政」時期において青海省設置案が提起され、その後どのように展開したかについて論じている。すなわち19世紀の大英帝国はインドを植民地化した後、インドを経由してチベットへ勢力を伸ばしつつあり、ロシア帝国もアフガニスタン・新疆へと南下しつつある情勢に対して、清朝はチベットを領土に留まらせるために同地方への管轄支配を強化する政策をとったことであってラサ政府の離反を生み、国防上の理由から、青海を含む藩部地区を

「省制」にすべきとの議論がもたらされたというものである。

第3章では、「青海省」の原型をつくった回民（イスラーム教徒）軍閥の馬一族に焦点を当て、馬一族はどのように青海に登場し、どのように基盤を固めてこの地域を支配したのかを軍隊、教育などの近代化、そして周辺勢力との関係に着目しつつ考察しており、本論文の中心を成す章である。馬一族が青海辦事大臣の管轄地域の境界線を西藏（チベット）と青海、四川省と青海の境界線として争った結果、今日の青海省の境界の原型が形成され、馬一族色の濃い独自な青海が作り出されたとする。そして、これまで馬一族をただ「悪」とのみ評価してきたことに対し、彼等が「青海省」の原型をつくった役割を客観的に評価すべきであるとする。

第4章は、中華民国期の軍閥混戦の時期に「青海省」がどのように成立したかを検討した章である。まず、孫文ら革命派と袁世凱の「五族共和」に対する反応を中心に中華民国政府の青海に対する姿勢を概観し、次いで馮玉祥の西進と馬一族との関係に論及し、馮玉祥が閻錫山、蒋介石と対立し彼らが勢力均衡を図るなか地域再編の名の下で青海省が成立したことについて考察している。さらに蒋介石が実効支配を図って軍隊を青海に派遣するが馬歩芳の抵抗によって実現せず、日中戦争期に首都が重慶に移ると中央からの影響力は強くなったものの、青海はイスラーム教徒の馬一族の下で「高度な自治」を保ったことで青海の多様化も維持されたとする。

第5章は、「青海省」の成立がもつ意味とその影響について考察した章である。まず省の成立による青海の変化のあり方を明らかにするために、チベットのアムドと伝統的に地域が重なる青海の統治機構がどのように変わってきたかを検討し、省の成立後の内地化と近代化政策によって漢化しつつも、馬一族がムスリムであったことから多民族が「共存」できる社会であったとする。

結論では以下のように述べる。青海地域は清朝の雍正帝の統治以降、多元的社会へと進んだが、列強の進出や内乱によって統治方法が見直され、省成立が図られた。省成立による漢化の動きは中華人民共和国の成立以降本格化し、地域の持つ多様性が失われつつある状況がみられるが、一方で在地民族の固有の文化や生活様式を容認する統治姿勢からみれば、清朝と馬一族軍閥の姿勢には一定の評価が与えられるべきであると結んでいる。

本論文は序論の研究目的にあるように、チベット族である著者の出身地である青海地域が青海省となったことの経緯と意味を考えようというものである。

以下、論文に対して出された具体的評価について記す。本論文は「青海地区」という歴史的空間が近現代においてどのような歴史的変遷を辿り「中国」の「青海省」となったか、その意味を考察したものであり、青海省の成立過程を丹念に検証し、その要因と意義を考察しており、青海省の地域史としても興味深いものである。本研究に

あたっての特徴として以下の三点が指摘できる。第一に、省の成立史を清末 1907 年の省制導入の提案から中華民国期の 1929 年の省成立までという時期に限定することなく、1725 年に雍正帝が青海辦事大臣を置いて以来の歴史的な変動を視野に収めて詳細に検討していること、第二に青海地域を含む歴史的なチベットを前提としながら、19世紀末以降のチベットおよび清朝政府とイギリス・ロシア両大国の織りなす国際関係の展開と関連付けながら考察していること、第三に清末以来青海地域を長期にわたつて統治したムスリム軍閥馬一族に注目し、その統治を政治的なイデオロギーや固定観念から離れて客観的に考察したことである。ここでは清朝時代と馬一族の時代の違いが具体的な事例をもって鮮やかに対比して描かれ、馬一族が支配していた時代の実態が明らかにされている。以上の特徴は本論文に一貫性と説得力を与えている。

序章でも述べられているように、本地域の研究は、単に資料自体が少ないということに止まらず、政治的要因のために、チベットに関する資料の公開が制限されており、本論文もそうした制約を受けている。さらに「中国」国家と漢民族に軸を置いた歴史認識が公定公認されている現状においては、学術的に論じるうえでもバランスのとれた客観的な青海史の研究が難しくなっているという状況が存在する。このような条件の下で研究がどこまで可能であるかという問題もあるが、こうした困難な状況下で作成、提出された本論文はバランスがとれた内容を有している。たとえば 1 章では以前の多元的社会の様相を「法」を通じて分析し、歴史史料の特質と少なさを別の視角を通じて克服しようという努力が見られ、評価できる。本論文の視点と方法は今後史料環境等が改善されたときに活かされることが期待される。また、本論文は日本語として十分に理解できる形で書かれており、外形的にも大きな問題は見られない。

他方、時間的にも空間的にも広い視野から客観的に論じるという研究姿勢の裏返しとして、やや分析が浅く表面的な部分が見られること、概念や語彙にステレオタイプ的な理解にもとづいた表現があるという問題点が指摘された。とくにイスラーム教徒は宗教に対して寛容であったというステレオタイプ的表現がみられる一方、馬一族の虐殺行為も記されており、論理的整合性が求められることが指摘された。ただし、前者についての回答では、馬一族の当初の根拠地が多民族・多宗教社会であったことから他の宗教に対しても柔軟に対応することができたとの補足説明が得られた。これを受けて、そうだとすれば、このような背景説明を丁寧に加えるべきとの指摘がなされた。加えて、チベットの歴史的な一体性を無条件に前提としているようにみえるが、それは一枚岩ではなく多様性があったのではないかという指摘もなされた。

また「宗法社会」という漢民族社会における観念がイスラーム教徒の馬一族の場合に用いられていることについても疑念が示されたが、著者は馬氏一族の親族関係には「宗法」意識の影響が濃厚であり、そのように記したと回答した。馬一族が結成した軍隊

と旧来の共同体との関係についても質問が出され、馬が編成した軍隊は旧来の共同体を解体してもたらされたものではなく、むしろ旧来の共同体の上に編成されたものであるという回答を得た。

さらに、第2章で述べられている開墾・入植がこの地区で不十分だったのは、ロシアの脅威が満洲や内モンゴルほどではなかったことの現れとも考えられ、満洲・内モンゴルと比較して論じると明確になるのではないか、1928年の省制化も他地域の省制化と比較することが必要ではないかとの指摘があった。また、馬一族支配に至る過程の叙述がやや不十分であることが指摘され、馬歩芳による「新政」の壮丁訓練について、四川では日中戦争期の1939年からの徵兵制が施行されたが、青海においてはどうだったのかという質問が出されたが、これらは今後の課題とされた。第4章の馮玉祥と青海との関係については、馮玉祥の回憶録を用いればより詳しく論じられたのではないかとの指摘もあった。また、史料が限られているからこそ、第1章の「西寧青海番夷成例六十八条」等の条文の一つ一つを丁寧に読み解くことで具体的な社会の実相が見えてくるのではないか、さらには民族学的な知識や法制史研究を活用することも本論文の説得力を増すことになるのではないかという提言もあった。

そのほか、近代国民国家形成の過程における中央集権化の下で多民族が共存できる社会は存在可能か、また可能であるならば、それはどのような国家が想定されるか、国民国家形成という世界史の流れの中でのこの地域の主体性をどう捉えるかという大きな問題についての著者の考え方を求める質問が出された。さらに馬一族は教育の近代化に寄与したとあるが、支給された経費の九割が軍備に当てられ、設備不十分のため十分な教育が行われなかつたという記述もあり、本当に寄与したといえるのか。また寄与したというなら具体的にどういう事象が見られるのか、などの近代教育に関する質問、および馬一族が軍閥になる前の生業について、馬一族による近代教育の言語政策について、馬一族によるアメリカの新式武器の入手経路など個々の具体的な事象についての質問が出されたが、著者はそれぞれの質問に真摯に回答した。また「ソンツェン・ガンポが仏教を導入して国教とした(152頁)」とあるが仏教を国教に定めたのはティソン・デツエンのときであるというような誤りの個所がいくつか指摘されたほか、政治構造の対比図については説明が必要であろうという指摘があり、後日訂正することとした。

以上、本論文は上記のようないくつかの問題点と課題を残すとはいえ、立論の妥当性、史料の発掘と使用、従来の研究のフォローと克服、今後の研究への展望などの諸点において、十分博士論文としての水準に達しており、全員一致で合格と判断した。